入院案内

≪共生会　基本理念≫

『君も生きよ。我も生きん』の『ともいき』の
精神に則り分け隔てのない医療を行います。

≪みどりの風 南知多病院目標理念≫

❶ 患者様の人格・人権を尊重して、これを守りながら医療を行います
❷ 安全で、安心できる、より快適な療養環境を提供いたします
❸ 患者様の自主性を重んじ、自分でやれることは、できるだけひとりでやれるよう援助します
❹ 患者様のご意見にはいつも耳を傾け、常により良いサービスをするよう努めます
❺ 自分の家族に対するように、いつも親切・丁寧・温かみを持って患者様に接します

特定医療法人 共生会
みどりの風
南知多病院
精神科　・　心療内科　・　内科　・　歯科

Japan Council for Quality Health Care
日本医療機能評価機構
認定第 JC2280 号

〒470-3411　愛知県知多郡南知多町大字豊丘字孫廻間 86 番地
TEL＜0569＞65－1111（代）　／　FAX＜0569＞65－1115

入院に際してのご案内

1　入院時にご用意いただくもの

- **印鑑**（本人・保護者）
  医療保護入院の場合は保証人の印鑑も必要になります。
- **保険証・医療証**
- **診察券**
  入院時に病棟にてお預かりいたします。
- **日常雑費・小遣い**
  １ヶ月分として、おおむね 20,000 円
- **日用品**
  衣類　（トレーナー・シャツ・パンツ・靴下など季節に応じた着衣類：各５枚程度）
  履物　（運動靴・サンダル・スリッパなど）
  ※その他、電気カミソリ・ドライヤー・ラジオなどについては、病棟ごとに取り決めがありますので病棟看護師にご相談ください。
  ※持参品にはお名前を記入してください。持参品について、ご不明な点がありましたら遠慮なくおたずねください。
  ※瓶・ガラス・陶器など割れ物類・針・刃物・火気類などの危険物の持ち込みはご遠慮ください。
  ※おおよその物は、売店にて購入できますので、ご利用ください。
  （ 売店営業時間　　月曜日～金曜日　９：００～１６：３０　　土曜日　９：００～１３：００　）

2　面会について

- 面会時間は、９：00～17：00 までです。
- 面会の前に、総合受付（土曜午後・日曜・祝日は時間外受付）にて、面会申込書をご記入ください。
- 面会場所は、各病棟の面会室をご利用ください。
- 飲食物をご持参された場合は、病棟職員へお伝えください。
- 生物の持ち込みはご遠慮ください。（寿司、刺身など）
- 病状によっては医師の判断で、面会日の変更や、面会時間を制限していただくこともありますので、ご了承ください。特に、入院後最初の面会については、前もってご連絡ください。
- 面会時、ご希望があれば、病棟看護師が付き添いますので、お申し出ください。

3　食事について

食事時間　　◎朝食　７：30～　　◎昼食　11：30～　　◎夕食　18：00～
※時間は病棟によって異なります。

4　主治医について

- 外出・外泊・退院については、主治医とご相談ください。
- 主治医と面談を希望される場合は、前もってご連絡ください。

５　駐車場について

- 当院の駐車場は外来患者様専用ですので、入院患者様はご遠慮いただいております。
  やむを得ない事情によりご利用を希望される場合は、総合受付にご相談ください。

６　入院医療費等について

- 医療費は１ヶ月分まとめて請求させていただきます。
  月締めで翌月払いとし、入院された翌月の、**１１日以降**に総合受付でお支払いをお願いいたします。
  入院費の請求書の郵送はしておりませんので、金額を知りたい方は、お手数ですが翌月の１１日以降に、総合受付又は電話で確認をお願いいたします。

> ※ 総合受付でのお支払い時間
> 　月曜日～金曜日　９：００～１６：30、土曜日　９：００～１２：００
>
> ※ 現金書留での郵送、または振り込みによる方法もお受け致しております。現金書留にて郵送される場合は、返信用切手、封筒を同封して頂きますようお願いいたします。
> 振り込みをご利用の方はお申し出ください。

- お支払いは現金またはクレジットカードでお願いいたします。　【ご利用可能なカード】

- 入院時にお小遣いとして、おおむね 20,000 円をお預かり致しますが、お小遣いの残高は時々総合受付又はお電話でご確認ください。不足にならないようご入金して頂きますようお願いいたします。
- 月の途中で退院される方は、なるべく退院日にお小遣いと医療費の精算をお願いいたします。（振込み可）
  急な退院時は当日精算できない場合もありますので、ご了承ください。
- 領収書は再発行できませんので大切に保管してください。
- 入院中に保険証・医療証の変更や、更新、資格喪失などがありましたら、ただちに医事総務課までお申し出いただき、新しい保険証などをご提出ください。変更の可能性がある場合は手続き中でも早めにご連絡ください。

※ご不明の点は医事総務課までお申し出ください。

７　他科受診について

- 入院中の患者様が他の医療機関に受診する際は、受診前に必ず病棟スタッフにご相談ください。
  ご家族様が他の医療機関で入院中の患者様のお薬をいただく場合も受診前に必ず病棟スタッフにご相談ください。

８　その他

- 住所・保護者の電話番号の変更があった場合は、ただちに医事総務課までお申し出いただき、所定の手続きをおこなってください。
- 当院は 2014 年１２月１日より敷地内は全面禁煙になりました。

入院医療外負担金表

2019年10月1日改訂

項　目	単　位	料　金	内　容
特別室利用料	1日	￥4,400 (￥4,000+消費税)	A2・中央館3F・4F：1床室トイレ、洗面、テレビ付き
		￥3,850 (￥3,500+消費税)	中央館3F・4F：1床室トイレ、洗面、テレビ付き
		￥2,640 (￥2,400+消費税)	A2・A3・A4：1床室トイレ、洗面付き （テレビ代：￥100+消費税）
		￥1,595 (￥1,450+消費税)	A2・A3・A4：2床室トイレ、洗面付き
ランドリー用 プリペイドカード	1枚	￥2,000	洗濯機1回：￥200　・　乾燥機1回：￥100
財産管理委託料	1日	￥55 (￥50+消費税)	事務所での通帳・保険証・印鑑等の保管管理
外出付添料	30分につき	￥550 （￥500+消費税）	病院スタッフが付き添う場合 （治療上必要な付き添いは除く）
代行手続き委託料		￥550 (￥500+消費税)	役所等の手続きを病院スタッフが代行した場合
写真代	1回	￥110 (￥100+消費税)	精神保健福祉手帳等の申請、更新等で写真が必要な場合
死亡処置料	1回	￥11,000 (￥10,000+消費税)	
寝具クリーニング代		掛布団　￥1,320 (￥1,200+消費税)	破損または汚損がある場合
		ｷﾙﾄｹｯﾄ　￥770 (￥700+消費税)	
		敷布団　￥1,430 (￥1,300+消費税)	
		枕　　￥429 (￥390+消費税)	

入院患者様の処遇について

いつも当院の運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
当院は全て精神科の病床となっております。総合病院や内科・外科の病院など精神科以外の病院（以下一般科病院と記載します）とは大きく違う点がいくつかございますので、以下ご説明させていただきます。

（１）一般科病院への入院に際しましては、通常、治療に対する患者様ご本人の意志を尊重して、ご本人と病院との契約により入院となりますが、精神科におきましては、ご本人から入院に対する同意を得られない場合でも、診察の結果、医師（精神保健指定医あるいは特定医師）が入院が必要であると判断した場合には、ご家族様の同意を得た上で、ご家族様と病院だけで入院契約を結ぶことがあります。（精神保健福祉法第３３条）但し、この場合にあっても、できるだけご本人が納得いただけるように充分説明をさせていただきます。

（２）患者様の精神症状によっては、精神保健指定医の判断により、隔離室への入室・拘束（抑制帯などの使用）・面会や電話の制限など、患者様の行動の自由を必要最小限で制限すること（以下、行動制限と記載します）があります。行動制限開始に際しては、できうる限り患者様本人の了解を得るよう努め、文書などにより説明を行います。又、行動制限中は医師による診察を毎日（拘束の場合は１日２回）行い、できるだけ短期間で解除（行動制限の終了の意）するよう努力いたします。尚、信書（手紙）の制限につきましては法律で禁止されており、当院でも自由に発信・受信していただいております。

（３）精神科疾患以外の疾患の合併に対しましては、当院の医療体制で可能と判断される治療の場合は当院で治療に当たらせていただきます。しかし、一般科の専門的治療が必要な場合には転院していただきます。転院先のご紹介は当院が責任をもって行いますのでご安心ください。

（４）入院中の患者様の個人的なお小遣いにつきましては、ご本人で管理していただける方には、自己管理をしていただいております。管理の支援が必要な患者様につきましては、お小遣いを病院側が一旦お預かりし、患者様がご要望を出される都度、使っていただいております。

以上、大きな相違点を述べさせていただきました。他にもご不明な点・お気づきの点等ございましたら、遠慮なくスタッフにお声かけくださいますよう宜しくお願い申し上げます。

2016年１０月１日
病　院　長

医療福祉相談室のご案内

入院中や在宅における、**生活上の困ったこと**や**迷ったこと**を相談できます。

- 年金や手帳に関する相談
- 住むところに関する相談
- 医療費や生活費に関する相談
- 福祉制度や福祉サービスなどの利用に関する相談
- 介護保険や介護サービスなどの利用に関する相談
- 仕事に関する相談
- 病院に対するご意見等

など、「**どうすればいいのだろう？**」と思ったときには

共生館１階　医療福祉相談室　またはお近くの病院スタッフまで

お気軽にご相談ください。

ご相談やご意見の内容に応じ、専門職員が対応させていただきます。

医療福祉相談室

限度額適用認定証について

2018.4.1

◆◆ 入院される方が７０歳未満の方 ◆◆

１ヶ月（１日～末日）の医療費は負担割合に応じて支払っていただきますが、加入している医療保険の保険者の発行する「限度額適用認定証」を病院窓口へ提示していただくことで、下記の通り自己負担限度額までの請求となり入院費が軽減されます。

所得区分	区分	総所得金額等	月額の自己負担限度額	4回目以降の限度額	入院日数	食事代（1食）
上位所得者	ア	901 万円超	252,600 円+（総医療費-842,000 円）×1%	140,100 円		460 円
	イ	600 万円超 901 万円以下	167,400 円+（総医療費-558,000 円）×1%	93,000 円		460 円
一　　般	ウ	210 万円超 600 万円以下	80,100 円+（総医療費-267,000 円）×1%	44,400 円		460 円
	エ	210 万円以下	57,600 円	44,400 円		460 円
住民税非課税世帯	オ		35,400 円	24,600 円	90 日以下	210 円
					90 日超	160 円

- 過去 12 ヶ月に３回以上、高額療養費に該当する月がある場合、４回目以降（多数該当）は自己負担限度額が 「４回目以降の限度額 」の金額に減額されます。
- 住民税非課税世帯の方で過去 12 ヶ月以内の入院日数が 90 日を超える場合の食事代は１食 160 円になります。月の途中で 90 日を超える場合は再度、手続きが必要になります。
- 指定難病、小児慢性特定疾病、１年以上精神病棟に入院されている方の食事代は１食 260 円となります。
- 月額の自己負担限度額は保険適用外の診療、特室（差額ベッド代）等は対象外です。

≪申請先≫

国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証をお持ちの方 ➡ 市町村役場
全国健康保険協会の保険証をお持ち方 ➡ 全国健康保険協会
共済組合、組合保険の保険証をお持ちの方 ➡ 勤務先の健康保険組合

※ 申請時に必要なものは申請先により異なります。申請先へお問い合わせください。

限度額適用認定証を受け取られましたら、速やかに病院窓口に提示してください
病院窓口に提示がない場合、通常の負担割合の請求になります

入院医療費限度額適用・標準負担額減額認定証について

◆◆ 入院される方が７０歳以上の方 ◆◆

2018.8.1

１ヶ月（1 日～末日）の医療費は下記の通り自己負担限度額までの支払いになります。
但し、低所得１・２に該当される方は加入している医療保険の保険者の発行する「入院費限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院窓口へ提示していただくことで、自己負担限度額までの請求となり、入院費が軽減されます。

区分	月額の自己負担限度額	4回目以降の限度額	入院日数	食事代（1食）
現役並みⅢ	252,600 円+（総医療費-842,000 円）×1%	140,100 円		460 円
現役並みⅡ	167,400 円+（総医療費-558,000 円）×1%	93,000 円		460 円
現役並みⅠ	80,100 円+（総医療費-267,000 円）×1%	44,400 円		460 円
一　　般	57,600 円	44,400 円		460 円
※ 区分Ⅱ	24,600 円		90 日以下	210 円
			90 日超	160 円
※ 区分Ⅰ	15,000 円			100 円

※区分Ⅱ･･･世帯主及び世帯全員が住民税非課税の人
※区分Ⅰ･･･世帯主及び世帯全員が住民税非課税で、かつ各種所得などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯

- 過去 12 ヶ月に３回以上、高額療養費に該当する月がある場合、４回目以降（多数該当）は自己負担限度額が 「４回目以降の限度額 」の金額に減額されます。
- 「区分Ⅱ」の方で過去 12 カ月以内の入院日数が 90 日を超える場合の食事代は１食 160 円になります。月の途中で 90 日を超える場合は再度、手続きが必要になります。
- 指定難病、小児慢性特定疾病、１年以上精神病棟に入院されている方の食事代は１食 260 円となります。
- 月額の自己負担限度額は保険適用外の診療、特室（差額ベッド代）等は対象外です。

どの区分に該当しているかどうかは加入している
医療保険の保険者にお問い合わせください

≪申請先≫

国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証をお持ちの方 ➡ 市町村役場
全国健康保険協会の保険証をお持ち方 ➡ 全国健康保険協会
共済組合、組合保険の保険証をお持ちの方 ➡ 勤務先の健康保険組合

※ 申請時に必要なものは申請先により異なります。申請先へお問い合わせください。

入院費限度額適用・標準負担額減額認定証を受け取られましたら、速やかに病院窓口に提示してください
病院窓口に提示がない場合、通常の負担割合の請求になります

入院される方とご家族の方々へ

当院は、三河湾国定公園に面する、美しく静かな環境の中にあります。疲れ、病んだ心身を癒すには絶好の環境を十二分に活用しながら、皆様のお役にたてる仕事をしたいと心から念じております。

また、当院は、“ともいき”という理念に基づき、全職員が、患者様はもとより、ご家族様、地域の皆様、その他すべての方々と、歓びや苦しみを分かち合いながら助け合う、そのような生き方を目指して皆様とのお付き合いをさせていただいております。ともいきの理念に則った当院の特長は、理念へのご家族様のご賛同をいただいてはじめて生かされると考えております。心身の病を癒すお手伝いをご家族様と共にさせていただきますよう、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます

一日も早く、病が癒されることをお祈り申し上げます。

病 院 長

患者様の権利章典

1. 良質な医療を公平に受ける権利があります
2. 個人として人格が尊重される権利があります
3. 十分な説明を受ける権利があります
4. 自分が受ける医療に参加し自ら治療法を選択する権利があります
5. 自分が受けている医療について知る権利があります
6. 個人のプライバシーが守られる権利があります

敷地案内図

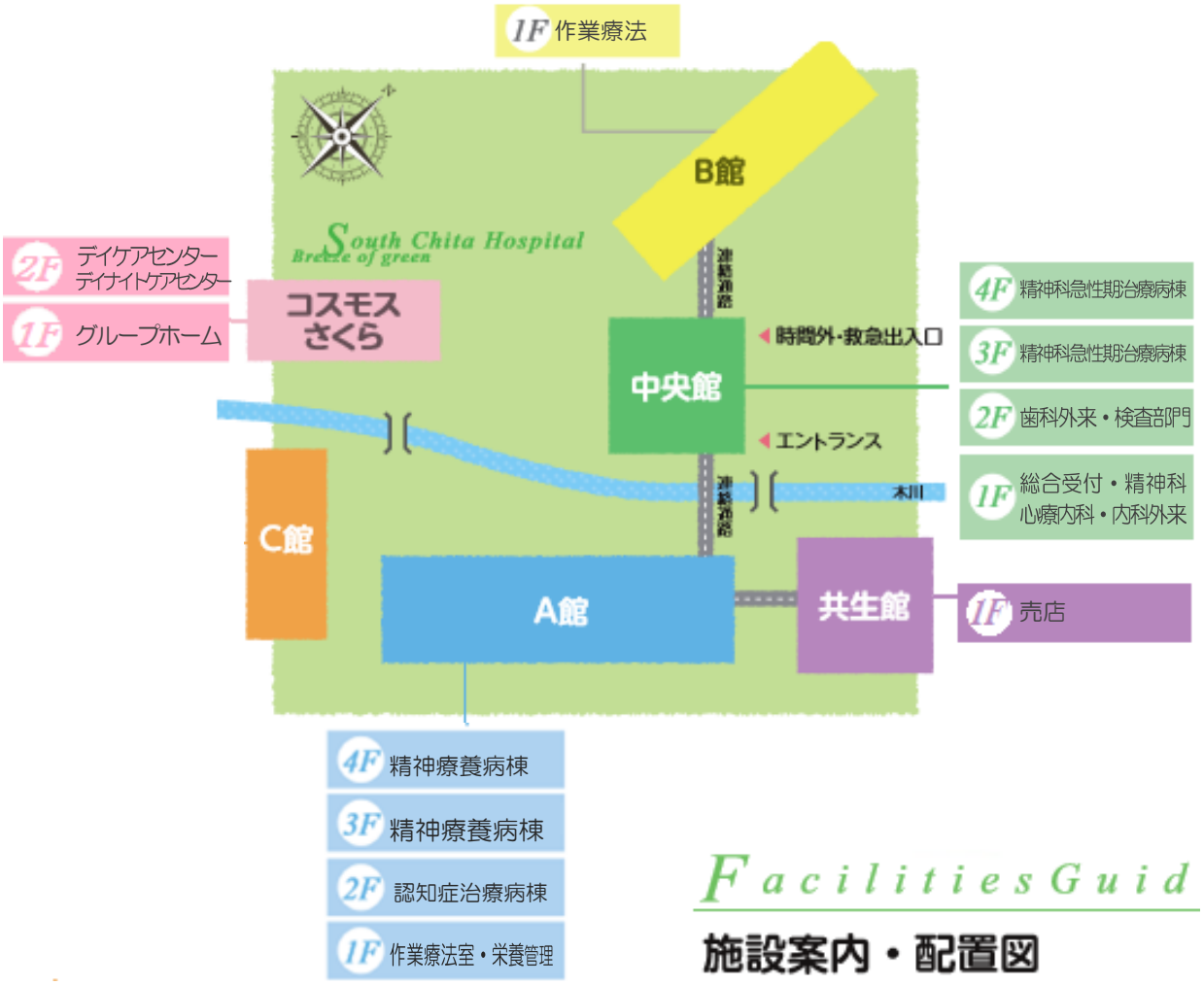

患者様の権利章典

1．良質な医療を公平に受ける権利があります

2．個人として人格が尊重される権利があります

3．十分な説明を受ける権利があります

4．自分が受ける医療に参加し自ら治療法を選択する権利があります

5．自分が受けている医療について知る権利があります

6．個人のプライバシーが守られる権利があります

特定医療法人 共生会
みどりの風
南知多病院